

長浜市立木之本小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない風土づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己存在感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2. 本校の課題

- ・明るく活動的で好奇心が強く、できることやわかることには熱心に取り組むが、自己中心的で根気に欠ける傾向がある。
- ・人と関わりたい気持ちや仲間意識が強いが、規範意識が低く、ルールを守りきれない子がいる。
- ・語彙が少なく、言葉で気持ちを表すのが苦手である。
- ・乱暴な言葉や人を傷つける言葉を発したり、暴力に訴えたりする場面が見られ、いじめ行為となる傾向がある。
- ・基本的生活習慣の確立に向けて家庭との連携を強めていく必要がある。

3. いじめの未然防止のための取組

児童一人一人認められ、お互いに相手を思いやる風土づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己存在感を高め、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない学級・学校風土づくりに努める。

①児童会の仲間づくり運動

児童会が主体になり、「いじめはぜったいにだめだ」という全校あげての取組を推進する。

いじめ撲滅の合い言葉を作り、全校の児童に共通意識を持たせる。

②ふわふわ言葉を増やそう運動

「言葉は空気をつくる。」という認識の下、どの子ども相手にとっていやな気持ちを与えず、優しい言葉遣いができるようにする。

家庭とも連携し、PTA活動の一環として取り組む。

③人権学習の展開

人権・部落問題学習構造図にのっとり人権学習に毎学期取り組み、いじめや差別に気づき、いじめを許さない心情・態度を育てる。

④あいさつ運動

児童会主体のあいさつ運動や、PTA全会員によるあいさつ指導などを実施する。あいさつを通して子ども同士のつながりができるようにする。

(2) 児童一人一人の自己存在感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①「自分の考えが持てる」「相手の考えがわかる」「考えが深まり広がる」学習活動を仕組み、子どもたちがつながり合う学級集団をつくる。

②少人数指導など個に応じた学習指導を行い、わかる授業を創造する。

③「もくもくタイム」の充実・改善を図り、漢字の読み書きや計算力などの基礎学力の向上を目指す。

④保護者と連携して、家庭学習の充実を図り、学習習慣の定着を図る。

⑤読み聞かせボランティアとの連携を図り、本に親しむ朝読書を充実させる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。

②おかしいと感じた児童がいる場合には、学年部や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④「学校生活に関するアンケート」（年3回実施）をもとにした個別面談を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、子どもと子どものつながりが深い学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確に役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

④いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすようにする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

②学校や家庭には、なかなか話すことができないような状況であれば、公共機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部」

問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

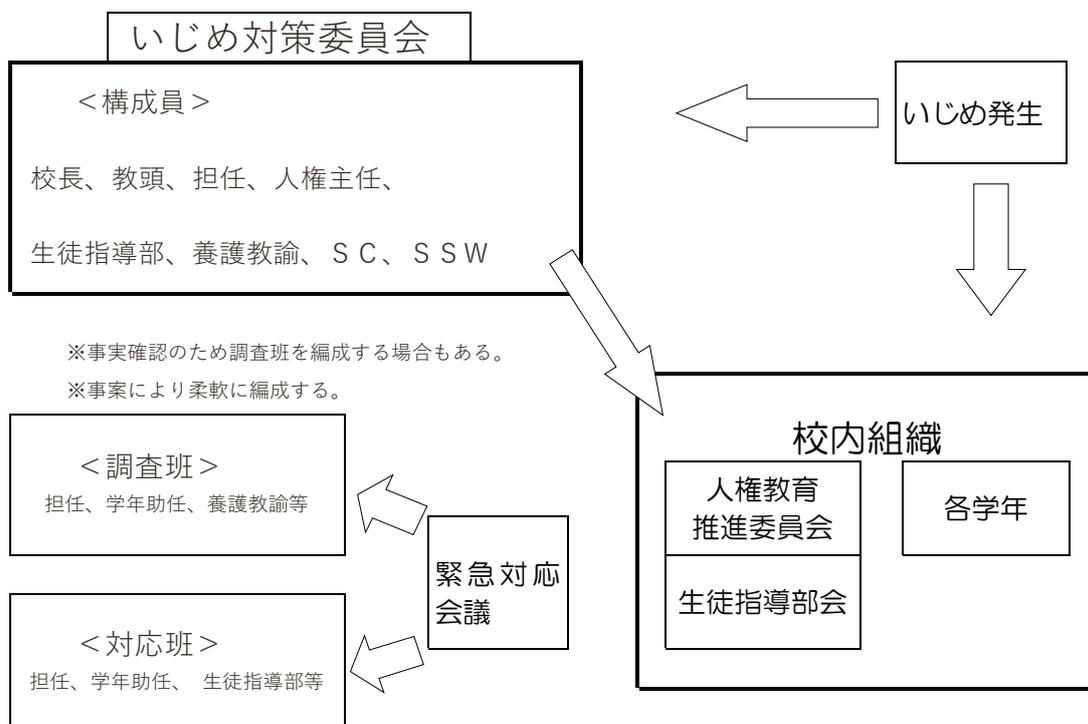
② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SSW によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急対応会議を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

《いじめ対策委員会組織》



※ 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※ いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

(細部については、県作成「ストップいじめアクションプラン」に基づく。)